

# 豊山中学校改築基本計画

令和6年3月

豊山町教育委員会



## 目 次

<b>I. 改築基本計画の趣旨</b> .....	1
1. 策定の経緯 .....	1
2. 策定の目的 .....	1
3. 上位計画・関連計画の概要 .....	2
<b>II. 改築基本計画</b> .....	10
1. 豊山中学校改築のコンセプト .....	10
2. 計画における基本的な考え方 .....	12
3. 学校施設の機能・規模 .....	18
4. 各諸室の仕様等 .....	21
5. 建設候補地の選定 .....	25
6. 事業手法の選定 .....	30
7. 事業スケジュール・改築コスト .....	32
<b>参考資料</b> .....	33
豊山町中学校施設整備基本構想会議設置要綱等 .....	33



# I. 改築基本計画の趣旨

## 1. 策定の経緯

豊山町立豊山中学校（以下「豊山中学校」という。）は、町内唯一の中学校として、昭和 38 年に竣工し、現在は築後約 60 年を経過している。これまでに随時修繕等を実施してきたものの、校舎の長寿命化改修の適正時期が過ぎていることから、本町が平成 31 年 3 月に策定した「豊山町学校施設改築・長寿命化計画」（以下「改築・長寿命化計画」という。）において、豊山中学校は改築整備を前提に検討を進めることとした。また改築にあたっては、改築・長寿命化計画でまとめた目指すべき姿や整備水準等を踏まえた検討を行うこととした。

改築にあたっては、適正な学習環境の確保、財政負担、整備手法、将来のまちづくり等の視点が求められることから、令和 3 年度に豊山町中学校施設整備基本構想会議を設置し、豊山中学校改築に向けて専門的かつ幅広く議論を進めた。また、生徒・教職員や関係団体、保護者、教育経験者からのヒアリング、町民アンケートを実施した。その検討成果として令和 4 年 8 月に「目指すべき中学校のあり方」がまとめられたところである。

## 2. 策定の目的

豊山中学校改築基本計画（以下「本基本計画」という。）は、豊山中学校の改築にあたり、これまで検討してきた方向性や検討成果を踏まえながら、学校に求められる機能・役割を整理し、改築事業の実施に向けた条件を整えるとともに、良好な教育環境づくりを進め、かつ、安心・安全で、地域に開かれた学校とするための基本方針と考え方をまとめ、施設整備をさらに具体化することを目的とする。

### 3. 上位計画・関連計画の概要

本基本計画の策定及び改築の設計業務を進めるにあたり、指針となる上位計画・関連計画の整理を行い、概要を示す。

#### (1) 教育振興基本計画（文部科学省）

教育振興基本計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定される計画である。

令和 5 年 3 月の中央教育審議会において、「次期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられ、令和 5 年 6 月新たな教育振興基本計画が閣議決定された。教育振興基本計画において示された 2 つの総括的な基本方針と 5 つの基本的な方針は次のとおりである。

#### ■総括的な基本方針・コンセプト

- ① 2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- ② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

#### ■5 つの基本的な方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## (2) 文部科学省インフラ長寿命化計画（令和3年3月改定）

平成25年11月に取りまとめられた政府の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、文部科学省の所管施設等の長寿命化に向けた各設置者における取組を推進するため、文部科学省としての行動計画を策定。令和3年3月に、これまでの取組状況や前計画からの環境の変化を踏まえ、行動計画の見直しが行われ、改定された。

### ■目指すべき姿

- ・各設置者における「メンテナンスサイクル」の構築
- ・これまでの改築中心から長寿命化、事後保全から予防保全への転換を促し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化

### ■現状・課題

- ・第2次ベビーブームに対応して整備された学校施設等について、今後、急速な老朽化と整備需要の急増が予想
- ・児童生徒等の安全性の確保はもとより、個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育環境の整備やバリアフリー環境の整備、防災機能の強化など、近年の整備需要も盛り込み、必要に応じて計画を更新していくことが課題

### ■取組の方向性

- ・メンテナンスサイクルの着実な実施  
【点検・診断や必要な修繕等の実施状況を把握、必要な予算の安定的な確保 等】
- ・予防保全型の老朽化対策への転換  
【国庫補助事業の制度拡充 等】
- ・個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し  
【個別施設計画の策定に関する実態調査の実施 等】
- ・公的ストックの最適化  
【個別施設計画の内容充実のための見直しや分野横断的実行計画の策定に資する事例集・ガイドラインの作成・周知 等】
- ・維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援  
【包括的民間委託や維持管理に特化したPFI等のガイドラインの作成・周知 等】
- ・体制の構築、情報基盤の整備及び活用  
【体制構築、施設の点検・診断結果等の情報の蓄積・共有の有効性の普及啓発 等】
- ・新技術の開発・導入  
【非破壊診断技術・新材料に関する研究開発、導入段階に至った新技術の周知 等】

### (3) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（文部科学省令和4年3月）

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論。

#### ■新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

“Schools for the Future”

「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

#### ■新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

①**学び** 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

⇒1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

⇒多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

⇒ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

②**生活** 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

⇒居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）

⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

③**共創** 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出

⇒地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

④**安全** 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保

⇒避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

⑤**環境** 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進

⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進



#### (4) あいちの教育ビジョン 2025 (第四次愛知県教育振興基本計画) (令和3年2月)

「あいちの教育ビジョン 2020」(計画期間：平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間)の基本理念を継承し、子供たちが自らのよさや可能性を伸ばし、自己実現を目指すとともに、社会を担う主体となることで、多様な人々と協働して様々な課題を乗り越え、これからの社会をよりよいものにし、豊かな人生を送ることを目指し、7つの基本的な取組の方向を設定している。

##### ■基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

##### ■基本的な取組の方向

###### ①自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、協働的に学び、深く考えることを通して、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育みます。

###### ②人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

命を大切にできる心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていける、豊かな人間性と確かな実践力を育みます。

###### ③健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかいます。

###### ④ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりともって、あいちを担っていく進取の精神を育てます。

###### ⑤世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいちや世界を担っていく気概や意欲を育てます。

###### ⑥子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員の資質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。

###### ⑦大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常の教育活動を行えないときでも、ICTの活用など、子供たち一人一人とつながって対応できる、安心して安全な、学びを止めない環境の整備に努めます。

## (5) 豊山町第5次総合計画（令和2年3月）

本町では、「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念として、町の将来像「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」の実現を目指し、実行性のある計画的なまちづくりに取り組んできた。

令和2年には、本町を取り巻く変化を的確にとらえ、まちづくりの基本理念と将来像を定めた上で総合的、計画的に取り組んでいく必要があることから、「豊山町第5次総合計画」を策定した。まちづくりの主要課題の一つとして、「教育・文化」では次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、学校教育のさらなる充実が求められ、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて心豊かな暮らしを実現できるように、文化・スポーツ活動にも気軽に取り組むことのできる環境づくりが必要である。

### 【「教育・文化」の課題事項】

- 課題1 学校教育環境の充実
- 課題2 いじめ、不登校への対応
- 課題3 学校給食提供体制の充実
- 課題4 学校における働き方改革
- 課題5 文化・芸術活動を発表する機会の拡充
- 課題6 スポーツ活動の充実

7つの分野別まちづくり目標の一つとして、「目標5 いきいきとした豊かな心を持った人を育むまち」が掲げられ、子どもからお年寄りまで、ライフステージや能力・意欲に応じた学習活動や社会活動に取り組むことができ、学校と家庭、地域の一層の連携のもとで学校教育の充実を図り、豊かな心と生きる力に満ちた人を育むまちを目指すこととしている。学校教育の基本施策として、5つの施策を定めている。

### 【5つの施策】

- 新たな学びへの対応
- 教育環境の整備・充実
- きめ細やかな教育の充実
- 学校給食の充実
- 地域に開かれた学校運営の推進

## (6) 豊山町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）

本町は、「豊山町第4次総合計画」の下位計画として、平成29年3月に「豊山町公共施設等総合管理計画」を策定した。「豊山町公共施設等総合管理計画」は、施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の上位計画として位置づけられており、学校施設においても長寿命化計画の策定と、施設の改修・建替えを具体的に検討する方針が示されている。

### 【学校】（豊山小学校、新栄小学校、志水小学校、豊山中学校）

- ・学校施設は、本町が保有する公共建築物において施設数・延床面積ともに最も多く、また、建設された時期からの経過年数も長い施設が大半で、老朽化も進んでいます。中には経過年数55年以上となる施設もあります。
- ・平成31年3月策定の「豊山町学校施設改築・長寿命化計画」に基づき、予防保全の考え方を踏まえ効率的・効果的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

## (7) 豊山町教育大綱（平成 27 年 8 月策定、令和 2 年 4 月変更）

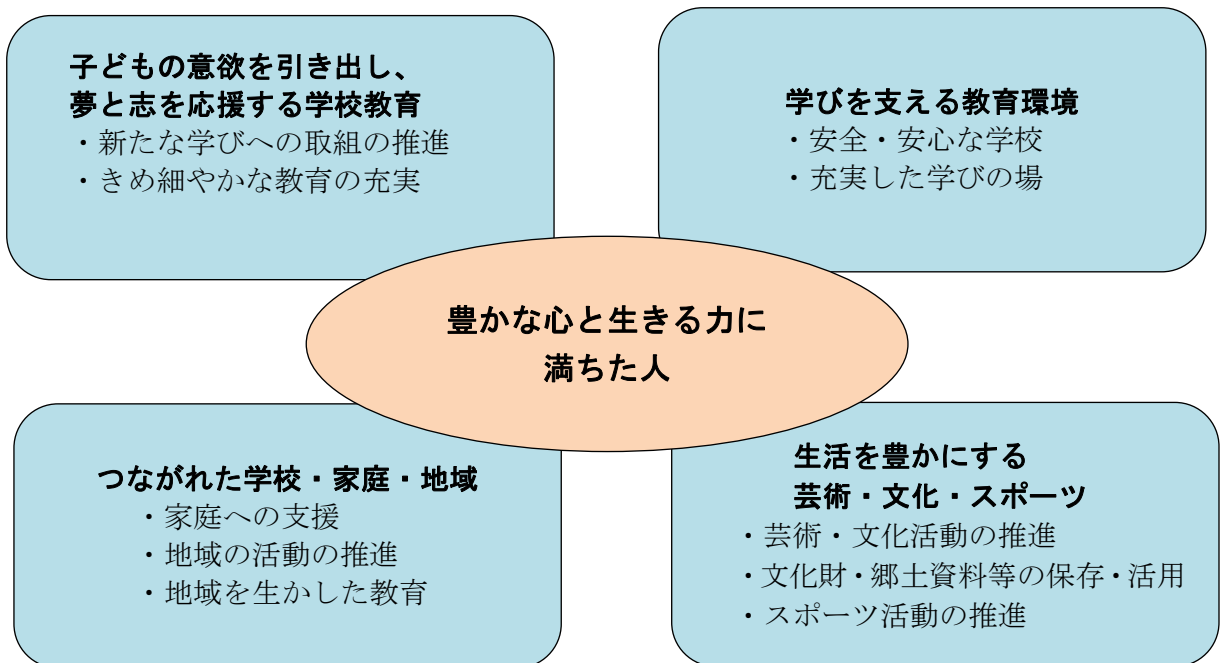
### 1) 基本理念

#### 豊かな心と生きる力に満ちた人を育む

子どもからお年寄りまで、ライフステージや能力・意欲に応じた学習活動や社会活動に取り組めるようにするとともに、学校と家庭、地域の一層の連携のもとで学校教育の充実を図ります。

### 2) 基本理念を支える柱

より豊かな生活を目指して学び続ける生涯学習は、人との交流を促し、それぞれの日々の生活をよくしようとする意欲へとつながっていきます。生涯にわたって学習が継続でき、生涯を通して生きがいを持って自己実現を図ろうとする、自立した一人の人間として力強く生きていく総合的な力を身につけられるよう、以下の4点を柱に人と学びを支えていきます。



## ①子どもの意欲を引き出し、夢と志を応援する学校教育

子どもが自発的に課題に取り組み、活発に意見を交わしながら学ぶことを通して、子どもの成長を支えていきます。

### ○新たな学びへの取組の推進（ICT、外国語教育、道徳、国際交流 など）

新しい学習指導要領に対応した、未来の創り手となる資質・能力を育てていきます。

### ○きめ細やかな教育の充実（少人数指導、特別支援教育、教育相談体制 など）

一人ひとりの個性や成長に応じた教育を推進し、子どもの支援体制の充実を図ります。

## ②つながれた学校・家庭・地域

学校と家庭、地域が一体となって子育てや家庭教育の支援を行っていきます。

### ○家庭への支援（家族ふれあい事業、放課後子ども教室 など）

子育て支援を充実させ、安心して子どもを育てられる環境を整えます。

### ○地域の活動の推進（青少年リーダー育成、スポーツ少年団 など）

スポーツやボランティア活動を通して、地域で子どもを見守り、健全な育成を支援していきます。

### ○地域を生かした教育（町の伝統・文化・産業・施設 など）

地域の財産や人材を学校に取り入れ、子どもの学びを広げます。

## ③学びを支える教育環境

安心して学びに向かうことのできる環境を整備し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べる機会を提供します。

### ○安全・安心な学校（学校給食、学校施設整備 など）

児童生徒がのびのびと学習し、力が発揮できる環境を整備します。

### ○充実した学びの場（生涯学習プログラム、社会施設整備 など）

学習講座・教室の充実とだれにも優しい社会教育施設の整備・充実を図ります。

## ④生活を豊かにする芸術・文化・スポーツ

芸術・文化活動やライフスタイルに応じたスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

### ○芸術・文化活動の推進（文化振興事業、吹奏楽団 など）

文化振興事業の充実や芸術文化活動の発表の機会や拡充を図ります。

### ○文化財・郷土資料等の保存・活用（文化財の収集・保存・活用・展示 など）

町の歴史や伝統を伝え、次世代を担う指導者を育てます。

### ○スポーツ活動の推進（スポーツ教室、講習会 など）

全ての人が、気軽に参加できるスポーツの機会を充実させます。

## Ⅱ. 改築基本計画

### 1. 豊山中学校改築のコンセプト

#### ■改築コンセプト

つながり、学び合い、共に成長できる

人と地域の可能性を伸ばす豊山中学校

#### ■基本的な考え方

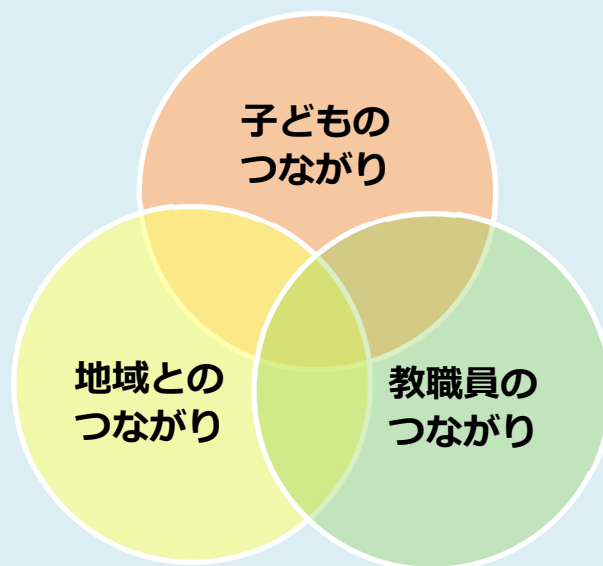
豊山町教育大綱における基本理念を支える柱に位置づけられている「豊かな心と生きる力に満ちた人」を育てるためには、それぞれの生徒がもつ可能性を伸ばすことが大切である。そのためには、地域と学校が協働して生徒の人間的な成長や学習活動を支援していく必要がある。

本基本計画では、地域と学校、生徒がつながり、学び合い、共に成長し、その可能性を伸ばす中学校を建設することを基本的な考え方とする。

#### 人としての可能性・学びの可能性を伸ばす

人としての可能性や学びの可能性を伸ばしていくため、生徒、教職員、地域の方々との出会いが広がり、3つのつながりを深めることに配慮した学校づくりを進める。

- ①生徒同士が関わり合う「子どものつながり」
- ②学校と地域の人たちが関わり合う「地域とのつながり」
- ③中学校教職員同士が関わり合う「教職員のつながり」



## ■基本方針

豊山中学校の新たな学校づくりにおいては、つながり、学び合い、共に成長する学校とすることを重視した豊山中学校改築の基本方針を定めるものとする。

「目指すべき中学校のあり方（令和4年8月）」をふまえ、次のとおり基本方針を設定する。

### （１）教育環境の質的向上

- － 学力の向上、豊かな人間性の構築、効率的で効果的な教育の実現 －
  - ・多様な学習形態への対応
  - ・特色ある教育環境
  - ・生徒数に対応した空間の確保
  - ・働きやすい執務環境

### （２）快適な学習生活空間・環境への配慮

- － 学習意欲の向上、誰もが安心して利用できる施設、環境教育教材として利用できる施設 －
  - ・快適な学習生活空間
  - ・環境への配慮
  - ・だれもが使いやすい学校

### （３）地域コミュニティの拠点形成

- － 地域コミュニティの拠点として町民が様々な活動で利用できる施設 －
  - ・中学校と地域の連携・協働
  - ・地域開放、地域施設との複合

### （４）安全・安心な施設環境の確保

- － 日常生活・災害発生時ともに安全に継続して利用できる施設 －
  - ・災害に対応した学校
  - ・日常の安全性確保

### （５）財政負担を軽減する効率的な施設・運営

- － 事業手法及び施設整備・運営の最適化 －
  - ・計画的な整備、敷地利用の効率化
  - ・維持管理に配慮した施設計画

## 2. 計画における基本的な考え方

豊山中学校改築のコンセプト及び基本方針の実現に向けて、本基本計画における基本的な考え方を以下に整理する。

### (1) 教育環境の質的向上

#### ○教室環境

- ・1学年180人前後を想定しつつ、各学年6クラス編成が可能な配置とする。
- ・生徒がゆったりと落ち着いて学べるよう、普通教室の大きさは72㎡（横8m×縦9m）とする。
- ・同一学年は同一階に配置できるように余裕教室も考慮した計画とする。
- ・1クラスの生徒数は国の動向を踏まえ、35人を基準に計画する。
- ・現行と同じ特別教室型とする。<sup>※1</sup>
- ・タブレットの利用や教科書のサイズの規格に合わせた机の大きさ（新JIS規格65cm×45cm、旧JIS規格60cm×40cm）を標準とする。設計時において教室空間の大きさに反映する。
- ・特別教室及び準備室を充実させ、様々な教育ができるよう整備する。
- ・教室内のロッカーは使い勝手が良いようにできる限り大きく整備する。
- ・タブレットの有効利用ができるよう、モニターなどを含めた総合的なICT教室環境を計画する。

#### ○特別支援教室

- ・障がいの種別に柔軟に対応できるよう、間仕切りを柔軟に変えることができる特別支援教室、クールダウンの空間を計画する。

#### ○図書室、余裕教室、ワークスペース等

- ・読書活動を一層推進し、授業における図書室活用の拡大に向け、図書室機能を向上させる。
- ・廊下、階段等は幅を広くするなどにより、生徒の学習の場としての機能を確保する。
- ・余裕教室は、今後の教育環境の変化を見込み多目的利用や少人数学習にも対応できるよう整備する。
- ・ワークスペース（多目的スペース）を設け、新しい学習形態、少人数、グループ、一斉学習等の形態にも柔軟に対応できる学校を計画する。
- ・ワークスペース（多目的スペース）には、掲示板、展示棚等を設置して生徒や教職員の自由な利用を促し、関わり合いを育み、共に学び合って成長することができる環境を整える。
- ・生徒の学習意欲向上のため、自由に使える自習室を整備する。

#### ○体育館、武道場、運動場等

- ・体育館、武道場は地域開放が可能なように配慮する。
- ・現状以上の機能を基本とした運動場を計画する。



### ○職員室等

- ・教職員が生徒の教育に集中できるよう、校務センター化や多目的に利用可能な共有スペースなど働く場所として機能的な職員室等を整備する。また、将来の職員増加にも対応できるよう整備する。
- ・休憩室やシャワー室、リフレッシュスペースの整備など、教職員の労働環境の質的向上を図る。
- ・職員室の入口に、受付や相談スペースなどを設置する。

### ○情報教育の推進

- ・ICT機器等が目まぐるしく進歩していく中で、教育におけるICT機器の活用が更に多様化することも見込まれることから、今後のICT教育の方向性を踏まえ、学校施設を整備する。
- ・校内全体で高速で安定した無線LAN環境を整備し、普通教室及び特別教室でのタブレットを活用した授業や、体育館・屋外で行う様々な活動にも対応できるよう配慮する。
- ・各諸室において、必要に応じて有線LANを利用できるよう整備する。
- ・LAN技術の革新に対応できるよう配線・ネットワーク機器交換の容易な設備を設置する。

### ○食育環境

- ・給食センターと連携して、給食センターから音声や映像で情報発信できる仕組みを導入する。

### ○駐車場

- ・駐車場として65台以上の駐車台数を確保する。

### ○校訓の継承

- ・校訓の「創造・責任・健康」を継承し、新たな豊山中学校の開校を目指す。

※1 特別教室型：学習活動のうち、普通教科については各クラスのホームルームで行い、特別教科については特別教室を設け実施する方式のこと。

## (2) 快適な学習生活空間・環境への配慮

### ○教室環境

- ・普通教室、特別教室には空調設備を設置する。
- ・校舎は自然採光、自然換気により明るく過ごし易い環境にする。
- ・普通教室は南向きを基本とし、教室内で十分な自然光が取り入れられる計画とする。

### ○トイレ

- ・トイレ器具は洋式を基本とし、生徒数に対して十分な数の器具を設置する。
- ・トイレ内の床は乾式とし、清掃しやすく衛生的な施設を計画する。
- ・トイレは、広く明るい空間を計画する。
- ・多様性に配慮した多目的トイレを設置する。

### ○配慮を必要とする生徒の空間

- ・教室に入りづらい生徒や、不登校傾向の生徒、言語や文化の違い等により学習に何らかの課題を抱えている生徒など、多様な子どもたちに対応していくため、教育相談や学習支援、生徒指導のための部屋を整備する。
- ・保健室及び保護者等のための相談スペースについて、ICTを活用した学習・指導が行える環境を整えるとともに、安心して利用可能なリラックスできる空間を整備する。

### ○多目的ホール

- ・多目的ホールの複数設置など、様々な学習に対応できる環境を整備する。

### ○施設全体共通

- ・障がい、性別、国籍、経済上の理由などに関わらず共に成長するために、物理的・心理的なバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進め、インクルーシブ教育の環境整備に配慮する。<sup>※2</sup>
- ・ロビーにベンチを設置するなど、生徒間や生徒と教職員の交流場所を整備する。

### ○環境への配慮

- ・環境へ配慮した取組は、生徒のみならず教職員や保護者への波及効果、更には生徒が成人した時の環境配慮行動等への効果も期待され、SDGsの観点からも積極的に推進する。
- ・学習空間、生活空間として健康で快適な学校であるとともに、周辺環境と調和し、環境負荷を低減させるよう配慮する。
- ・屋根や外壁の高断熱化や高効率照明の導入等の省エネルギー化、太陽光・太陽熱利用、風力等の再生可能エネルギーの導入、木材利用、校内の緑化を積極的に検討し、環境と調和のとれた学校づくりを目指すとともに、環境教育に活用できるよう配慮する。
- ・木材利用等は補助金の活用を検討する。
- ・敷地内の緑化など自然環境に配慮する。

## ○構造

- ・校舎は4階建て以下を想定し、鉄筋コンクリート造、または鉄骨造とする。

※2 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大  
限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障が  
いのない者が共に学ぶこと。

## (3) 地域コミュニティの拠点形成

### ○配置、セキュリティ区分、動線等

- ・地域開放部分と学校利用部分はセキュリティ区分を明確に計画する。
- ・地域利用者専用の出入口を設け、生徒・教職員との動線交差に配慮する。
- ・運動場、体育館等は地域開放ができるよう町民の利用も考慮した配置計画とする。

### ○駐車場

- ・十分な数の駐車場を整備し、地域開放や学校行事等で町民が訪問した際に利用できるよう  
計画する。

### ○地域開放機能

- ・町民や地域のボランティアが自由に利用できる地域活動室等を設置する。
- ・地域コミュニティの拠点として、地域と連携・協働し、共に創造的な活動が展開できる屋  
内外に繋がる広場等を設置する。
- ・地元の産業や歴史について学べる機会を創出するための展示スペース等を整備する。
- ・他の公共施設との機能連携を図る。
- ・地域開放で利用する各団体の器具保管スペースを確保する。

### ○既存の記念碑・記念樹木

- ・既存の記念碑や記念樹木は保全し、必要に応じて移設・移植する。

### ○継続的な検討事項

- ・町の生涯学習施設機能の一部としてコミュニティの拠点のあり方を継続検討し、セキュリ  
ティ面で地域の協力が得られるか検討する。

#### (4) 安全・安心な施設環境の確保

##### ○耐震

- ・校舎は耐震構造とし、重要度係数は文部科学省の構造設計指針に則り 1.25 以上とする。

##### ○防災・避難所

- ・避難所として必要な機能、施設について、防災担当部局と連携しながら計画する。
- ・避難所となる体育館に災害時も利用できる空調設備（大人数利用も考慮）を設置する。
- ・災害発生時の拠点として、避難者が安全・安心に利用できるよう災害備蓄倉庫や設備を設置する。
- ・災害発生後でも早期に授業開始が可能となるよう教室と避難場所を適切に区分する。

##### ○防犯

- ・窓をはじめとする開口部からの侵入防止、地域開放に伴う利用者の増加に対して適切な安全性が確保できるよう計画する。
- ・生徒、教職員及び学校施設利用者のプライバシーに最大限配慮しつつ、不審者侵入の防止を図るため、防犯カメラを適所に設置する。

##### ○衛生・安全管理等

- ・感染症対策として有効である手洗い場を適所に設置する。
- ・保健室と職員室を近接させるなど、生徒の安全管理に目が届きやすい環境を整備する。
- ・緊急車両が通れる門の広さ、周辺道路からの進入のしやすさに配慮する。

## (5) 財政負担を軽減する効率的な施設・運営

### ○維持管理

- ・ 余裕教室を考慮し、効率的で将来の改修も想定した学校施設計画を行う。
- ・ 中長期修繕計画を作成し、改築時より将来発生する維持管理費用を想定する。
- ・ 維持管理費削減が図れるメンテナンス性に優れた建材を利用する。
- ・ 機器更新の際に大規模な改修が発生しないよう、ゆとりをもたせた教室を計画する。

### ○生徒の通学・学習環境

- ・ どの生徒も通学の負担が少ない場所、安全な通学路が確保できる場所に学校を計画する。
- ・ 工事期間中であっても、行事の中止や教室の明るさ確保など、生徒の学習環境に与える影響を最小限に抑える。

### ○適正な規模・事業費等

- ・ 効率的な平面計画・配置計画を行い、適正な規模、工事費となるよう計画する。
- ・ 財政負担に考慮しつつ最適な学習環境を確保する。
- ・ プールは現豊山中学校のプール利用を想定する。

### ○周辺環境への配慮

- ・ 周辺環境への影響を最小限に抑えられるよう、校舎の高さは4階建て以下とする。

### 3. 学校施設の機能・規模

#### (1) 予定規模

- ・延床面積：約 11,400 m<sup>2</sup>
- ・階数：4 階建以下
- ・構造：鉄筋コンクリート造、または鉄骨造

#### (2) 予定諸室

将来における生徒数の推計や地域ニーズを考慮し、諸室を想定する。

(次頁の表の数値は、個別機能としての参考数値であり、利用形態や連携を考慮しながらスペースの共有を図る等、設計段階であらためて検討する。)

##### 1) 普通教室・特別支援教室

普通教室：18 室、特別支援教室：6 室

##### 2) 特別教室

理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科被服室・調理室、メディアセンター（図書室）<sup>※3</sup>、スペシャルサポートルーム<sup>※4</sup>、生徒会室、多目的教室

##### 3) 屋内運動場施設等

体育館、武道場、プール

##### 4) 管理諸室

職員室・事務室、校長室・応接室、進路指導室、教職員休憩室、会議室、教材室・資料室、職員更衣室、職員トイレ、印刷室、放送室、保健室、相談室（カウンセリング室）

##### 5) 地域開放諸室（屋内）

体育館、武道場、家庭科被服室・調理室、メディアセンター（図書室）、地域活動室・ボランティア室（地域の部屋）、展示スペース、会議室等

##### 6) 運動場等

200mトラック、100m直走路、野球場、テニスコート等

#### (3) 外構

駐車場（学校専用として 65 台程度）、車寄せスペース

※3 メディアセンター：図書室とパソコン教室の機能をあわせもつ施設。生徒が主体的に調べ学習や読書に取り組める場所として、パソコンでのインターネット検索と組み合わせて、興味関心に応じて調べることができる。

※4 スペシャルサポートルーム：不登校や集団学習になじめない生徒が、学校とのつながりを途切れないようにするため、校内に居場所をつくる取り組み。生徒が自分のペースで学べるよう、生徒の個別のニーズに応じた支援が提供され、生徒が自己肯定感を高め、社会的自立に向けた力を育むことを目指す。

豊山中学校改築の想定規模は、教室数、各種ブロック、必要諸室から床面積を算出する。  
 下表は、普通教室の面積 72.0 m<sup>2</sup> (幅 8.0m×奥行 9.0mスパン) を1コマとして設定し、各諸室における面積設定の原単位として算出したものである。

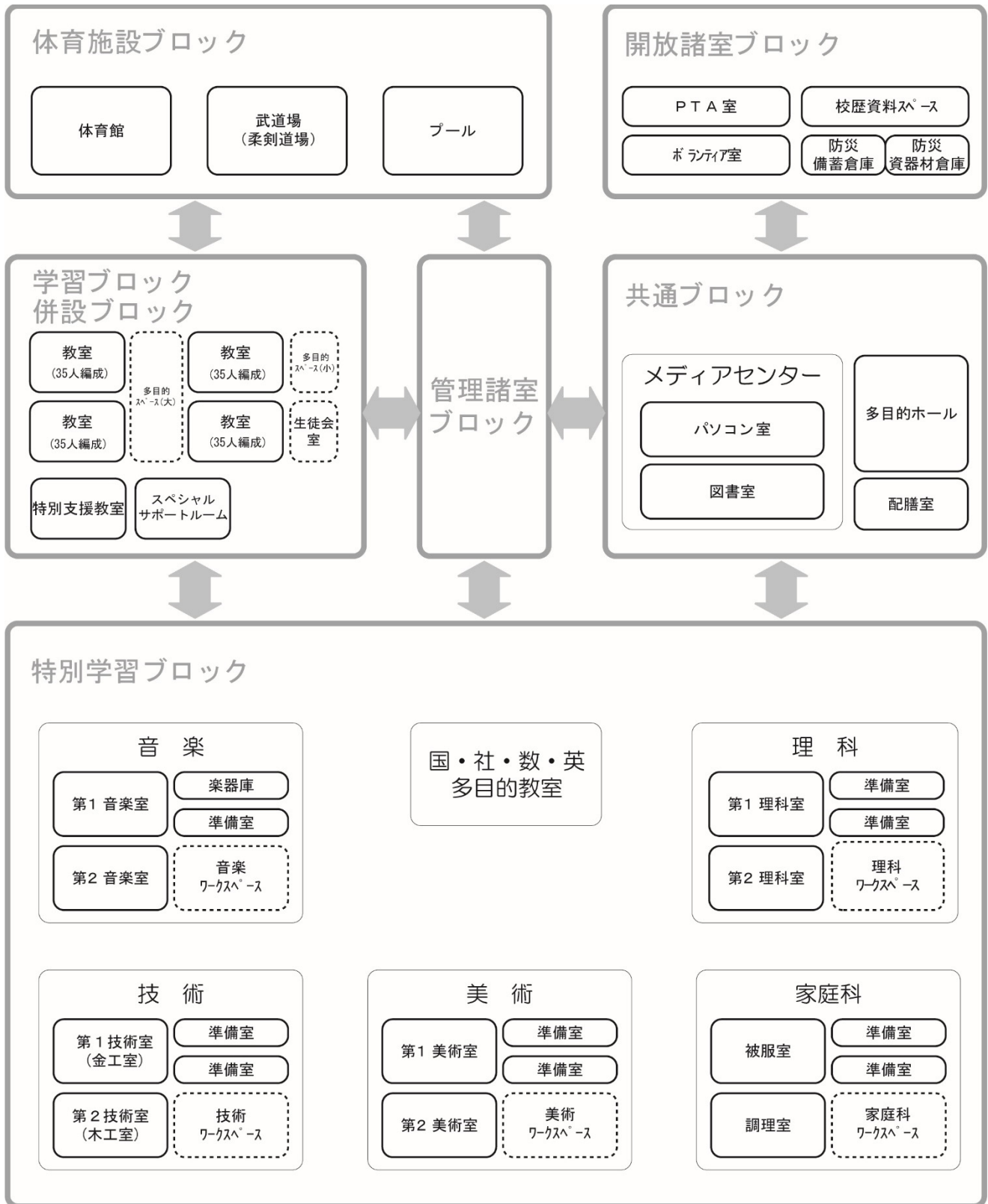
既存豊山中学校の延床面積 9,659.76 m<sup>2</sup>に対し、改築後の豊山中学校の計画目標規模としては、床面積 11,400 m<sup>2</sup>程度が目標規模になるものと考えられる。

### 【改築想定規模】

種類	教室・スペース	規模	床面積	
		普通教室1室：1コマ	m <sup>2</sup>	
学習ブロック	普通教室 (6教室×3学年)	18.0	1,296.00	
	多目的スペース (大)	6.0	432.00	
	多目的スペース (小)	3.0	216.00	
	生徒会室	0.5	36.00	
特別学習ブロック	理科	第1理科室・準備室	2.5	180.00
		第2理科室・準備室	2.5	180.00
		理科ワークスペース	0.5	36.00
	音楽	第1音楽室・準備室	2.5	180.00
		第2音楽室・準備室	2.5	180.00
		音楽ワークスペース	0.5	36.00
	美術	第1美術室・準備室	2.5	180.00
		第2美術室・準備室	2.5	180.00
		美術ワークスペース	0.5	36.00
	技術	第1技術室・準備室	2.5	180.00
		第2技術室・準備室	2.5	180.00
		技術ワークスペース	0.5	36.00
	家庭科	被服室・準備室	3.0	216.00
		調理室	2.0	144.00
		家庭科ワークスペース	0.5	36.00
	その他	多目的教室	1.0	72.00
共通ブロック	メディアセンター (図書室・コンピュータ室)	5.0	360.00	
	多目的ホール	2.0	144.00	
	配膳室	1.0	72.00	
管理諸室ブロック	管理部門	職員室・事務室	2.5	180.00
		校長室・応接室	0.5	36.00
		進路指導室	0.5	36.00
		教職員休憩室	0.3	18.00
		大会議室	1.0	72.00
		小会議室 (2部屋)	1.0	72.00
		教材室・資料室	1.0	72.00
		職員更衣室	0.5	36.00
		職員トイレ	0.5	36.00
		印刷室	0.3	18.00
	放送室	0.3	18.00	
	保健部門	保健室	1.5	108.00
		相談室 (カウンセリング室)	1.0	72.00
体育施設ブロック	体育館 (クラブハウス)	20.0	1,440.00	
	武道場 (柔剣道場)	3.0	216.00	
	プール (更衣室・シャワールーム)	3.0	216.00	
開放諸室ブロック	地域活動室・ボランティア室	1.0	72.00	
	展示スペース	0.5	36.00	
	防災備蓄庫	1.0	72.00	
	防災資器材倉庫	0.5	36.00	
併設ブロック	特別支援教室 (6教室分)	3.0	216.00	
	スペシャルサポートルーム	1.0	72.00	
共用ブロック	昇降口	3.0	216.00	
	トイレ	4.0	288.00	
	更衣室	1.5	108.00	
	エレベーター	0.5	36.00	
	機械室	3.0	216.00	
	倉庫	2.0	144.00	
	廊下・階段等 (上記床面積合計の約30%として設定)		2,629.80	
合計			11,395.80	

**【機能構成イメージ（参考図）】**

構成イメージは、特別教室型の場合の一例である。今後、具体的な機能構成、地域開放施設等の検討をふまえ、諸室配置を設定する。





## 4. 各諸室の仕様等

### (1) 各諸室の仕様・配慮事項

#### 1) 校舎棟

##### ①普通教室

- ・学年区分、学級数の変動に柔軟に対応する配置を多目的教室を含めて計画する。
- ・普通教室は、日照、採光、通風等の良好な環境を確保し、校舎の南面への配置に配慮する。校舎が中庭を囲う配置の場合でも南面への配置に配慮する。
- ・同一学年の普通教室は、同一階及び同一区画にまとめた配置を計画する。

##### ②特別支援教室

- ・特別支援教室は、普通教室と同様に南面への配置に配慮する。校舎が中庭を囲う配置の場合でも南面への配置に配慮する。
- ・同一階にまとめた配置、職員室及び保健室との連絡、トイレ等との関連に配慮した位置に計画する。

##### ③特別教室

- ・特別教室は、室の共有や特別教室ゾーンとして整備するなど、効率的な施設利用となるよう計画し、利用する学年や利用形態に応じ、普通教室から移動しやすい位置に配置する。
- ・実験の準備、資料等の作成、教材・教具等の保管等の場として特別教室に隣接する準備室を整備する。教科内容に応じ、屋外と容易に連携することのできる配置にする。
- ・学習活動に伴い騒音、振動、臭気等を発生する教室は、他の空間に過度の影響を与えないよう配置する。
- ・多目的教室は、学級数の増減や少人数教室に対応できるよう配慮する。

##### ④メディアセンター（図書室）

- ・図書室機能を核とするメディアセンターを、生徒が利用しやすい位置に配置する。

#### 2) 体育館・武道場

- ・校舎との連絡に配慮する。
- ・出入口、トイレ及び更衣室等について、生徒・教職員の利用を始め、地域開放時や災害時における地域住民の利用に配慮する。
- ・部活動の地域移行を見据え、セキュリティ対策に配慮するとともに、各種競技に支障が生じない仕様とする。

#### 3) 運動場等

- ・生徒が授業や部活動において、のびのびと活動することができるよう、現状と同程度の機能の運動場を計画する。
- ・安全面に配慮し、外周部にフェンス等を設置する計画とする。

#### 4) 外構

- ・ 駐車場は、必要な台数を確保できるよう効率的な配置を計画する。
- ・ 大型バスや緊急車両の進入等に配慮した計画とする。
- ・ 緊急時等に対応できるよう、車両のスムーズな動線を計画する。
- ・ 安全な生徒の登下校、車両の進入等ができるよう、周辺の道路環境等を考慮し、校門等の配置を計画する。

## (2) 構造・設備の基本方針

### 1) 構造の基本方針

#### ①構造計画の基本的な考え方

豊山中学校は、生徒・教職員が学習、生活の場として1日の大半を過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に多数の地域住民が利用することも考慮し、十分な安全性能が確保できる構造とする。

大地震後でも構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを基本とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、構造の安全性を確保できる設計とする。

将来の施設利用等の変化に対応するため、構造体の耐久性を高め、内部区画、仕上げ、設備機器、配管等については将来の改修、変更が可能ないように構造体と分離し、適切な耐久性を持たせた設計とする。

### 2) 設備の基本方針

#### ①設備計画の基本的な考え方

設備は、安全性、快適性、省エネルギー性、機能性、経済性、メンテナンス性、CO<sub>2</sub>排出量削減をはじめとした環境等への配慮に取り組むものとする。生徒の健康や授業に集中できる環境づくりのために空調設備を整備する。

太陽光・太陽熱利用、風力等の再生可能エネルギーの導入を検討し、CO<sub>2</sub>排出量削減に努める。環境教育や理科教育のための再生可能エネルギーの活用に配慮する。

#### ②電気設備計画

##### ア 照明・電灯コンセント設備

- ・ 自然採光を積極的に取り入れ、また、高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に行う等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とする。
- ・ 照明はLED照明を導入し、また、各室の利用用途に応じた消点灯方法（エリア別人感センサーの導入、消し忘れ防止策）とし、省エネルギー化を図る。

##### イ 情報通信設備

- ・ 校内全体で高速で安定した無線LAN環境を整備し、普通教室及び特別教室でのタブレットを活用した授業や、体育館及び屋外で行う様々な活動に対応できるよう配慮する。

- ・各諸室において、必要に応じて有線LANを利用できるように整備する。
- ・LAN技術の革新に対応できるように配線・ネットワーク機器交換の容易な設備を設置する。

#### **ウ 誘導支援設備**

- ・必要に応じ、出入口等にインターホン等を設置する。

#### **エ 校内放送・テレビ受信**

- ・職員室から運動場を含めた校内全体への放送設備を設ける。
- ・テレビ放送受信設備の設置を適切に行う。
- ・放送室には、各種行事等に対応できる放送設備を計画する。

#### **オ 受変電設備**

- ・受変電設備、分電盤、制御盤等について、適切に整備する。

#### **カ 警備設備**

- ・警備システムについては、機械警備を基本とし、防犯カメラや防犯モニター、電子錠を必要に応じて整備する。

### **③給排水衛生設備計画**

衛生器具類は、ユニバーサルデザインに十分配慮しつつ、節水型の器具を採用する。運動場の散水等外部での設備についても適切に整備する。

### **④空調換気設備計画**

空調設備は、管理諸室、メディアセンター（図書室）、特別教室及び普通教室等へ導入し、各諸室において十分な換気ができるよう配慮する。

### **⑤設備計画等に係る検討事項**

設備計画等に係る検討事項を以下に整理する。基本設計段階においては、具体的な施設の運営方針に基づき設備計画の方針を定める必要がある。

#### **ア 防災施設**

- ・防災備蓄倉庫、非常電源切替装置、マンホールトイレを計画する。
- ・防災面を考慮しつつ、避難所が開設されても学校の再開が可能な動線を計画する。
- ・避難所として利用する場合に、安全に過ごせるような設備や空間を計画する。

#### **イ サーバー室**

- ・メンテナンスに配慮し、職員室に近接した位置に配置する。

#### **ウ トイレ**

- ・生徒用トイレ、教職員用トイレ、多目的トイレ（オストメイト付）を設置する。
- ・洋式便器、乾式床を整備する。
- ・生徒の多様性に配慮したトイレとする。

## **エ 乗用エレベーター**

- ・給食リフト兼用の乗用エレベーター（障がい者利用）を計画する。
- ・エレベーターは、ストレッチャーが入り、緊急時に対応できるサイズを考慮する。

## 5. 建設候補地の選定

### (1) 建設候補地の比較検討

建設候補地は、候補地1「現在の豊山中学校」、候補地2「豊山スカイプール・駐車場・豊山グランド」、候補地3「市街化調整区域」について、敷地環境、屋内教育環境、運動場環境、整備コスト、工期・工事  
中の影響について比較検討を行った。

候補地	豊山中学校		豊山スカイプール+駐車場+豊山グランド		市街化調整区域
	A案	B案	A案	B案	
配置イメージ(↑N)					
配置の考え方	既存体育館を残しながら、運動場の仮設校舎に仮移転した上で敷地北側に校舎を新築する。	既存体育館を残しながら、現運動場に新校舎を建設する。	豊山スカイプール敷地に教室棟を新築し、豊山グランド敷地に体育館棟と運動場を設ける。	豊山スカイプール敷地に教室、体育館の両方を設ける。	町内の市街化調整区域内の敷地を購入し、教室棟、体育館棟の両方を設ける。
■敷地環境	△町の中央に位置するため、利便性に問題ないが、周辺道路が狭い。		△町の中央に位置するため、利便性に問題ないが、液状化の可能性がある。		△町の外縁に位置するため、居住地により通学距離に差が出る。周辺に歩道が整備されていないため、通学時の安全性の懸念がある。
敷地面積	約 1.8ha		約 2.2ha		約 2.5ha
位置、通学距離	○町のほぼ中央に位置している。 ○国の基準（概ね6km）の半分以下の距離で通学可能である。 ○通学距離の地域差に大きな偏りは生じない。		○町のほぼ中央に位置している。 ○国の基準（概ね6km）の半分以下の距離で通学可能である。 ○通学距離の地域差に大きな偏りは生じない。		△町の外縁に学校が設置される。 ○国の基準（概ね6km）以下の距離で通学可能である。 ○通学距離の地域差に大きな偏りが生じる。
地震や洪水による被害	△地震：最大クラスの地震時に震度6弱 ○液状化：計算対象外 △洪水：最大で0.3m～1.0m未満程度の浸水が発生 （平成12年9月東海豪雨による浸水有（敷地南側道路））		△地震：最大クラスの地震時に震度6弱 △液状化：液状化の可能性は高い △洪水：最大で0.3m～1.0m未満程度の浸水が発生 （昭和51年9月集中豪雨による浸水有（豊山スカイプール））		△地震：最大クラスの地震時に震度6弱 △液状化：液状化の可能性は高い。 △洪水：最大で0.3m～5.0m未満の浸水が発生
地域との交流（周辺公共施設）	○豊山小学校、総合福祉センターしいの木に近接している。		○社会教育センターに近接している。		△特になし。
周辺の道路状況	○敷地西側の県道は、朝夕を中心に交通量が多いが十分な歩道が設置されている。 △北側道路は幅員が狭く車両の交互通行が困難な生活道路であり、東側南側道路は、一方通行の生活道路である。 △県道側の門が狭いため、大型車両は東及び南側の道路よりアプローチすることになるが、幅員が十分でないためアクセスに難がある。		○敷地に面する県道は、朝夕を中心に交通量が多いが十分な歩道が設置されている。 ○敷地に面する町道は、歩道が整備された幹線道路若しくは交通量の少ない生活道路である。 ○大型車両の搬入出は比較的容易となる。		△幅員に余裕がある道路もあるが、必ずしも十分な歩道は整備されていない。 △物流倉庫や商業施設が近隣にあり、交通量が多い道路もある。
駐車場台数（教職員・地域開放など）	○65台以上		○65台以上+50台（社会教育センター用）		○65台以上
■屋内教育環境	○良好な環境が確保可能である。	○周辺への配慮が必要になる可能性があるものの良好な環境が確保可能である。	△良好な環境を確保可能であるが、体育館と教室棟の距離がある。	○周辺への配慮が必要になる可能性があるものの良好な環境が確保可能である。	○周辺への配慮が必要になる可能性があるものの良好な環境が確保可能である。
階数	△4階建				○3階建 △周辺は農地環境であり日当たりを考慮する必要がある。
普通教室への日照	○南東向き	○南東向き	○南西向き	○南東向き	○南向き
体育館へのアクセス	○既存とほぼ同じ距離である。	○既存とほぼ同じ距離である。	△連絡橋を通じてアクセスする必要がある。	○既存とほぼ同じ距離である。	○既存とほぼ同じ距離である。
周辺から受ける影響	○特になし。		△周辺に工場が位置しており、対策が必要となる可能性がある。		△周辺に工場、物流倉庫等が点在しており、対策が必要となる可能性がある。
周辺への配慮（音や開口位置等）	○現状とほぼ同じ配置であるため、影響は少ないと考えられる。	△新たに南側住宅地へ建物が面するため、配慮が必要となる可能性がある。	△周辺工場、空港関係施設への配慮が必要となる可能性がある。		○特になし。

■運動場環境	△日当たりの良い運動場を確保できるが、現状より狭くなる。	△現状より狭くなり、建物の影が落ちる時間帯がある。	△現状と同等の広さを持つ、日当たりの良い運動場を確保できるが、教室棟と別敷地になるため、アクセスが悪い。	△現状より広く、日当たりの良い運動場を確保できるが、教室棟と別敷地になるため、アクセスが悪い。	○周辺への配慮が必要になる可能性があるものの、良好かつ広い環境が確保可能である。
規模 ※現状 9,800 m <sup>2</sup> ※面積は配置イメージの着色部分を合計したもの ※参考: テニスコート 1面 913 m <sup>2</sup>	約 7,900 m <sup>2</sup>	約 8,500 m <sup>2</sup>	約 10,200 m <sup>2</sup>	約 11,400 m <sup>2</sup>	約 14,300 m <sup>2</sup>
	△現状より狭くなる。	△現状より狭くなる。	△現状より少し広く確保できる。	○現状より広く確保できる。	○現状より広く確保できる。
校舎からのアクセス	○直接アクセス可能である。		△連絡橋を通じてアクセスする必要がある。	△歩道橋を通じてアクセスする必要がある。	○直接アクセス可能である。
運動場の日照	○日射を遮る建物はない。	△校舎の影が落ちる。	○日照を遮る建物はない。		○周辺は田畑のため日射を遮る建物はない。
テニスコートの確保	○2面確保可能 ※既存体育館棟に1面有		△1面確保可能	○2面確保可能	
その他	-		-		△周辺は農地環境であり、照明設備等の影響を考慮する必要がある。
■整備コスト (R6.1時点概算(税抜))	約 51 億円	約 45 億円	約 63 億円	約 61 億円	約 74 億円
造成の有無	○無		△有		※取得敷地による。
仮設校舎の有無	△有	○無	○無		○無
体育館の改築有無	○無 (既存を改修して利用)		△有		△有
プールの改築有無	○無 (既存を利用)		○無 (現豊山中学校のプールを利用する。)		△有
その他	○下水道整備済み。		△連絡橋を設置する場合は費用が必要である。	△既存県道歩道橋を移管してもらえない場合は別途歩道橋が必要である。	△液状化対策工事が必要となる可能性がある。 △用地取得費が必要である。 △下水道の整備予定がないため、浄化槽が必要である。
			○下水道整備予定である。 △液状化対策工事が必要である。 △既存の雨水貯留施設、耐震用防火水槽の再敷設が必要となる可能性がある。 △隣接工場の臭気対策が必要となる可能性がある。		
■工期・工事の影響	△工事の騒音等で生徒の学習環境が悪いと共に引越しが2回必要になる等、学校運営に負担がかかる。	△工期は短い、工事の騒音等で生徒の学習環境が悪い。	○別敷地であるため、学校運営に与える影響は無い。		○別敷地であるため、学校運営に与える影響は無いが、手続き等で時間をとられる可能性がある。
新校舎供用開始までの期間	△約 46 ヶ月	○約 32 ヶ月	○約 29 ヶ月		△約 29 ヶ月＋土地取得 (約 1 年) 及び各種手続き期間 (約 1.5 年)
周辺環境への影響	△住宅地側から車両の出入りが発生する。 △住宅地への騒音や粉塵の影響がある。		○建物建設エリアは住宅地に隣接しない。 △近隣事業者への配慮が必要である。 △社会教育センター利用者への配慮が必要である。(駐車場)		○周辺はほとんどが田畑であるため影響は少ない。
学校の 影響 運営へ	利便性	△仮設校舎での運営が必要である。	△工事中はグラウンドが狭くなる。		○影響無し。
	騒音	△同一敷地内での工事となる。			○影響無し。
	引越回数	△ 2 回	○ 1 回		○ 1 回
その他					△都市計画手続きが必要である。 △農地転用手続きが必要である。 △開発行為手続きが必要である。

## (2) 建設候補地の考察

建設候補地の比較検討をふまえ、建設候補地における敷地環境、屋内教育環境、運動場環境、整備コスト、工期・工事中の影響の5つの評価項目の考察について以下に整理する。

### 候補地1 現在の豊山中学校 **A案**

#### ○敷地環境

- ・町の中央部に位置するため利便性は高い。
- ・西側の道路以外は幅員が狭く、周辺は住宅地であるため、工事期間中の工事車両動線や安全管理には十分な配慮が必要である。
- ・既存体育館の出入口と改築後の校舎が隣接するため、施設間の効率的な動線を設けることが可能である。

#### ○屋内教育環境

- ・良好な教育環境の確保が可能である。

#### ○運動場環境

- ・日当たりの良い運動場を確保できるが、現状の運動場面積より狭くなる。

#### ○整備コスト

- ・整備コストは比較的安価とすることが可能であるが、仮設校舎のコストが必要である。

#### ○工期・工事中の影響

- ・工事期間中において、教育環境、学校運営及び周辺の住宅地への生活環境に与える影響が大きい。

### 候補地1 現在の豊山中学校 **B案**

#### ○敷地環境

- ・町の中央部に位置するため利便性は高い。
- ・西側の道路以外は幅員が狭く、周辺は住宅地であるため、工事期間中の工事車両動線や安全管理には十分な配慮が必要である。
- ・既存体育館の出入口と改築後の校舎が離れるため、施設間の動線距離が長くなる。

#### ○屋内教育環境

- ・教室が近隣住宅地に面するため配慮が必要となる可能性があるものの、比較的良好的な教育環境の確保が可能である。

#### ○運動場環境

- ・現状より運動場が狭くなり、運動場に建物の影が落ちる時間帯が発生する。

#### ○整備コスト

- ・整備コストは比較的安価とすることが可能である。

#### ○工期・工事中の影響

- ・工事期間中において、教育環境、学校運営及び周辺の住宅地への生活環境に与える影響が大きい。

## 候補地 2 豊山スカイプール・駐車場・豊山グラウンド **A案**

### ○敷地環境

- ・現在の豊山中学校とは別敷地であるため既存施設から受ける制約が無い。
- ・町の中央部に位置するため利便性は高いが、液状化の可能性がある。
- ・校舎と体育館・運動場・駐車場の一部が別敷地となりアクセス面での懸念はある。

### ○屋内教育環境

- ・周辺に立地している工場や空港関係等の既存施設への配慮が必要となる可能性はあるものの、比較的良好な屋内教育環境の確保が可能である。

### ○運動場環境

- ・現状より少し広く日当たりの良い運動場を確保できる。
- ・校舎と体育館・運動場を繋ぐ立体動線の検討が必要である。

### ○整備コスト

- ・体育館の新設、造成工事、雨水貯留施設・耐震用防火水槽の再敷設、液状化対策、連絡橋整備等の費用が必要となる。

### ○工期・工事中的影響

- ・現在の豊山中学校とは別敷地であるため、工事期間中において、教育環境、学校運営に与える影響は無い。

## 候補地 2 豊山スカイプール・駐車場・豊山グラウンド **B案**

### ○敷地環境

- ・現在の豊山中学校とは別敷地であるため既存施設から受ける制約が無い。
- ・町の中央部に位置するため利便性は高いが、液状化の可能性がある。
- ・教室と体育館、運動場・駐車場が別敷地となりアクセス面での懸念はある。

### ○屋内教育環境

- ・周辺に立地している工場や空港関係等の既存施設への配慮が必要となる可能性はあるものの、比較的良好な屋内教育環境の確保が可能である。

### ○運動場環境

- ・現状より広く日当たりの良い運動場を確保できる。
- ・校舎・体育館と運動場を繋ぐ動線は、横断歩道橋を利用することとなる。

### ○整備コスト

- ・体育館の新設、造成工事、雨水貯留施設・耐震用防火水槽の再敷設、液状化対策等の費用が必要となる。

### ○工期・工事中的影響

- ・現在の豊山中学校とは別敷地であるため、工事期間中において、教育環境、学校運営に与える影響は無い。



### 候補地3 市街化調整区域

#### ○敷地環境

- ・現在の豊山中学校とは別敷地であるため既存施設からの制約が無く、比較的自由度の高い施設配置が可能であるが、浸水被害や液状化の可能性はある。
- ・町の外縁に位置するため通学距離の偏りが発生するとともに、通学路の安全性に懸念がある。

#### ○屋内教育環境

- ・周辺に立地している既存施設への配慮が必要となる可能性はあるものの、比較的良質な屋内教育環境の確保が可能である。

#### ○運動場環境

- ・周辺環境への配慮が必要となる可能性があるものの、広い運動場の確保が可能である。

#### ○整備コスト

- ・土地取得、体育館の新設、造成工事等による事業費が必要となり、総事業費が最も大きくなる。

#### ○工期・工事中の影響

- ・現在の豊山中学校とは別敷地であるため、工事期間中において、教育環境、学校運営に与える影響は無い。
- ・土地取得や開発許可等の手続きにより事業スケジュールが長期化する可能性がある。

### (3) 建設候補地の選定

- ・建設候補地の比較検討及び考察をふまえ、敷地環境、屋内教育環境、運動場環境、整備コスト、工期・工事中の影響について、評価のバランスが総合的に優れている建設候補地1（豊山中学校A案）を基本として事業を進めていく。

## 6. 事業手法の選定

### (1) 事業手法の比較

本事業の事業手法としては、従来方式（公設公営）のほか、民間活力を活用した事業手法（以下「民活手法」という。）が考えられる。本計画では事業手法について効率的な施設整備、設計・建設費の支出、設計・建設期間等について比較し、望ましい事業手法の検討を行った。

事業手法の比較

事業手法	実施主体			特質・評価		
	資金調達 設計建設	維持 管理 運営	施設 所有	効率的な施設整備	設計・建設費の支出	設計・建設期間
従来方式	町	町	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・建設・維持管理業務を分離して仕様発注するため、民間の技術的能力を活用した<b>効率的な施設整備が難しい</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計時や建設時に<b>一度に多額の支出が発生</b>する（起債を活用することで、財政負担を平準化することも可能）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・建設を分離発注するため、工法を見据えた設計や一貫した工程管理ができないものの、全体工期の見通しが立てやすい。</li> </ul>
DB方式 ※5	町	町	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・建設業務を一括して性能発注するため、設計・建設を通じて民間の技術的能力を活用することで<b>効率的な施設整備が可能</b>となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計時や建設時に<b>一度に多額の支出が発生</b>する（起債を活用することで、財政負担を平準化することも可能）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求水準書等の作成期間が必要である。</li> <li>設計・建設を一括発注するため、一貫した工程管理が可能である。</li> </ul>
PFI方式 ※6	民間	民間	町 又は 民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注するため、民間の技術的能力を活用することで<b>効率的な施設整備や維持管理が可能</b>となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が設計・建設費を立て替え、町は複数年（15～30年）に渡って分割払いすることで<b>毎年の支出を抑えることが可能</b>となる。</li> <li>民間事業者の<b>長期間の立て替えは困難</b>である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要求水準書等の作成期間が必要である。</li> <li>設計・建設を一括発注するため、一貫した工程管理が可能である。</li> </ul>
リース方式	民間	民間	民間	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・建設・維持管理業務を一括して性能発注するため、民間の技術的能力を活用することで<b>効率的な施設整備や維持管理が可能</b>となる。</li> <li>学校施設の間取り、デザインの自由度が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が設計・建設費を立て替え、町は複数年（5～10年）に渡って分割払いすることで<b>毎年の支出を抑えることが可能</b>となる。ただし、補助金の活用はできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計・建設を一括発注するため、一貫した工程管理のもとで<b>設計・建設期間の短縮が可能</b>となるが、民間事業者の選定に時間を要する。</li> </ul>

※5 DB方式：Design Build（デザイン・ビルド）方式の略。設計・施工一括発注方式ともいう。

※6 PFI方式：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）方式の略。

## (2) 事業手法の評価

- 従来方式は、効率的な施設整備や設計・建設期間の短縮を図ることが難しい。また、一度に多額の支出が発生する。
- DB方式は、一度に多額の支出が発生するものの、民間事業者からの建設技術、建築デザイン、環境配慮等の提案を求めることが可能である。設計施工を一括で発注することにより諸経費等のコストが削減されることが期待できる。一方で、DB方式は設計期間短縮が期待できるものの、発注のための要求水準書等の準備期間を設定する必要がある。
- PFI方式は、効率的な施設整備や維持管理、毎年の支出を抑えることが可能であるが、長期契約のため、学習環境や社会ニーズの変化に対応するためのリニューアル改修が困難である。
- リース方式は、学校施設の配置や間取り、デザインの自由度が低く、補助金が活用できない。学校利用や運営上において施設を破損した場合の負担を明確にする必要がある。

## (3) 事業手法の選定

- ・一度に多額の支出が発生するものの、民間事業者からの建設技術、建築デザイン、環境配慮等の提案を求めることが可能であり、設計施工を一括で発注することにより諸経費等のコスト削減や設計期間短縮が期待できるDB方式を採用する。
- ・ただし、DB方式は設計前に契約締結することとなるため、要求水準書の作成においては、本基本計画の改築コンセプト及び計画における基本的な考え方等を尊重しつつ、設計条件・仕様等を十分に検討し、時代のニーズにあわせた柔軟な学校づくりが実現できるよう考慮する。

## 7. 事業スケジュール・改築コスト

### (1) 事業スケジュール

- DB方式は、初年度に要求水準書等の作成に12ヵ月程度、2年度に事業者の公募・選定に12ヵ月程度を要する。その後の設計業務及び建設工事の発注期間が不要となり、設計・建設工事を47ヵ月（3年11ヵ月）実施し、6年度末に建設工事が完了する。
- なお、現中学校から新中学校へ机や椅子等の什器備品を移転（引っ越し）する場合は、かかる移転は長期休暇に実施することが現実的であり、開校（供用開始）は建設工事の完了から一定期間経過した長期休暇後となることが見込まれる。
- 改築に係る事業スケジュールを以下に示す。なお、下記内容は、あくまで現段階での想定であり、今後の詳細な検討により変更する可能性がある。

事業スケジュール

	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
要求水準書等の作成	→					
事業者の公募・選定		→				
設計		基本設計	→ 実施設計	→		
建設工事				→	→	→

### (2) 改築コスト

- 改築に係るコストを以下に示す。なお、下記内容は、あくまで現段階（R6.1時点）での想定であり、今後の詳細な検討により変更する可能性がある。

概算工事費	約 5,100,000 千円（税抜き）
-------	---------------------

## 参考資料 豊山町中学校施設整備基本構想会議設置要綱等

### (1) 設置要綱

(設置)

第1条 豊山町立豊山中学校（以下「中学校」という。）の改築に当たり、適正な学習環境の確保を始め、財政負担、整備手法、将来のまちづくりの観点等から、目指すべき中学校のあり方について専門的かつ幅広く議論するために、豊山町中学校施設整備基本構想会議（以下「構想会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 構想会議は、中学校の改築及び整備に関する次の事項について検討し、又は協議する。

- (1) 学習環境の質的向上に関すること。
- (2) 快適な学習生活空間・環境への配慮に関すること。
- (3) 地域コミュニティの拠点形成に関すること。
- (4) 安全・安心な施設環境の確保に関すること。
- (5) 財政負担を軽減する効率的な施設・運営に関すること。
- (6) その他中学校の改築及び整備に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 構想会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校建築に関する知識・経験を有する者
- (2) 学校経営に関する知識・経験を有する者
- (3) 生涯学習に関する知識・経験を有する者
- (4) 都市計画に関する知識・経験を有する者
- (5) 防災に関する知識・経験を有する者
- (6) 福祉に関する知識・経験を有する者
- (7) 学校の管理・運営に関する知識・経験を有する者
- (8) 豊山町民を代表する者
- (9) 中学校生徒の保護者を代表する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から中学校の改築が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 構想会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、構想会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構想会議)

第6条 構想会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 構想会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

3 構想会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を構想会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第7条 構想会議は、公開とする。ただし、会議の適正な運営に著しい支障があると会長が認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 構想会議の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、構想会議に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## (2) 委員名簿

選出区分	氏名	所属・職
学校建築及び都市計画に関する知識・経験を有する者	鈴木 賢一 (会長)	名古屋市立大学芸術工学研究科 特任教授
学校経営に関する知識・経験を有する者	武者 一弘	中部大学人間力創成総合教育センター 教授
	風岡 治	愛知教育大学教育学部 教授
生涯学習に関する知識・経験を有する者	前田 治	愛知学泉大学家政学部 教授
防災に関する知識・経験を有する者	鈴木 森晶 (副会長)	愛知工業大学工学部 教授
福祉に関する知識・経験を有する者	池山 和徳	社会福祉法人豊山町社会福祉協議会 会長
学校の管理・運営に関する知識・経験を有する者	篠田 弘男	豊山中学校 校長
豊山町民を代表する者	水野 晃 (第1回～第8回)	豊山町議会 議長
	坪井 孝仁 (第9回～第12回)	豊山町議会 議長
中学校生徒の保護者を代表する者	小川 晃永 (第1回～第8回)	豊山中学校PTA 顧問
	保科 秀賢 (第9回～第12回)	豊山中学校PTA 会長

(敬称略)

### (3) 検討の経緯

会 議	開催月日	協議内容等
第1回	令和3年 6月28日	1. これまでの経緯と現状 2. 今後の協議事項と日程
第2回	令和3年 8月4日	1. 目指すべき中学校のあり方について－論点整理－ 2. 意見聴取の実施について
第3回	令和3年 9月1日	1. 今後の日程について 2. 目指すべき中学校のあり方について－意見交換－
第4回	令和3年 10月6日	1. 第3回構想会議における委員意見について 2. 意見聴取について 3. 目指すべき中学校のあり方について－意見交換－
第5回	令和3年 11月24日	1. 意見聴取結果について 2. 目指すべき中学校のあり方について－中間まとめに向けて(案)－
第6回	令和3年 12月27日	1. 目指すべき中学校のあり方について－中間まとめ(案)－ 2. 町民アンケートについて
第7回	令和4年 3月28日	1. 町民アンケート結果について 2. 目指すべき中学校のあり方について－最終まとめ案－
第8回	令和4年 6月29日	1. 目指すべき中学校のあり方について－最終まとめ案－
第9回	令和5年 6月26日	1. 令和5年度の検討概要について 2. 候補地の現状及び課題について 3. 学校施設改築のコンセプト(案)について
第10回	令和5年 10月30日	1. 学校施設改築のコンセプト(案)について 2. 建設候補地の比較検討について 3. 地域開放機能の検討について 4. 事業手法について
第11回	令和5年 12月26日	1. 建設候補地の比較検討について 2. 目指すべき中学校のあり方について(更なる検討項目)
第12回	令和6年 3月25日	1. 豊山中学校改築基本計画(案)について



## 豊山中学校改築基本計画

発行年月：令和6年3月

発行：豊山町教育委員会

編集：豊山町教育委員会事務局 学校教育課

〒480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

電話番号 0568-28-0001（代表）